

第25回参議院議員通常選挙

長野県選出議員選挙 比例代表選出議員選挙

投票日時 7月21日

午前7時から
午後8時まで

※以下の投票所は午後7時まで

- 第7投票所(大和知農産物集荷センター)
- 第8投票所(氏乗耕地組合集落センター)
- 第9投票所(加々須区民会館)
- 第10投票所(大島公民館)

投票できる方

- 住所要件** 平成31年4月3日までに喬木村の住民基本台帳に登録され7月3日現在において、喬木村の選挙人名簿に登録されている方。
- 年齢要件** 平成13年7月22日以前に生まれた方。

当日投票できない方は期日前投票を!

7/5(金)~7/20(土)

期日前投票は、午前8時30分から午後8時まで
場所●**喬木村 福祉センター** 持ち物●**投票入場券**

【重要】投票にあたっての注意事項を確認ください

■入場券様式を変更しました。

投票所における混雑を防ぐ目的で今回の選挙から入場券に期日前投票で記入いただきます「宣誓書」を記載しました。事前に記入いただくことをお勧め致します。なお、様式変更により従来6名まで記載された葉書から4名記載になります。世帯によっては入場券の枚数が増えることもありますので、予めご了承ください。

■期間中に18歳を迎える方へ

事前に入場券を発送致しますが、満18歳に到達していない方は、年齢が到達するまでの間は期日前投票をすることが出来ません。ただし、それまでの間は不在者投票することが可能ですので、必要な方はお問い合わせください。

■比例代表選出議員の投票が変わります。

公職選挙法改正により「特定枠制度」が導入されます。これは「特定枠の候補者名簿」に記載された候補者氏名を記載した投票は、政党への投票と見なされるというものです。候補者・名簿届出情報を確認いただき、政党名か候補者名を記入ください。事前の確認は、以下のホームページで確認ください。

【候補者・名簿届出政党等情報】を掲載する県ホームページURL
<http://www.pref.nagano.lg.jp/senkan/san2019/kouhosha.html>



7月4日
午前8時30分から
掲載

18歳以上が 選挙権年齢

飯田下伊那100 計画実行委員会

@lidaShimoina100



選挙に関するお問い合わせは、喬木村選挙管理委員会までお気軽にどうぞ。
TEL.0265(33)3800 FAX.0265(33)4511

喬木村選挙管理委員会・喬木村明るい選挙推進協議会

不在者投票制度を利用される方は裏面をご覧ください

不在者投票の手続きについて

①投票用紙等の請求

告示日前から請求できます(満18歳に到達していない方含む)。早めに請求してください。
 ※喬木村HP→選挙→参議院議員通常選挙より請求用紙をダウンロードして、
 必要事項を記載の上、請求してください。(郵送か持参。メール・FAXでは受付しません)

「不在者投票宣誓書(兼請求書)」に必要事項を記入のうえ、郵送してください。

選挙人名簿に登録されている
 喬木村選挙管理委員会

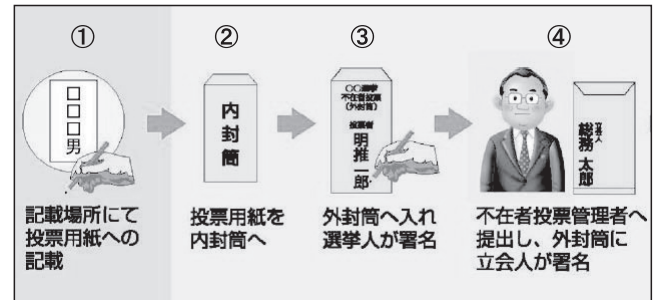
※投票用紙等を送ってもらう現住所は、確実に郵便物が届く場所を記載してください。(例:××市1-1メゾン〇〇101号)
 ※選挙人名簿に登録されている市町村がわからない場合には、住民票のある市町村の選挙管理委員会に確認ください。

②郵送された投票用紙等の受取り

同封の書類はそのまま投票所に持参ください



不在者投票の流れ



居住地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

不在者投票は告示から投票日前日までに喬木村選挙管理委員会へ必着です。早めの問い合わせと投票をお願いします。

③不在者投票の流れ

あらかじめ投票できる場所と時間を居住地の選挙管理委員会に確認して投票場所へ行く。郵送された封筒を職員に提出後、本人確認の上で以下の手続きを行います。

- ①不在者投票記載場所で投票用紙に記入してください。
- ②投票用紙を内封筒に入れて封をしてください。
- ③その内封筒を外封筒に入れて封をし、外封筒の表面に署名してください。
- ④不在者投票管理者へ提出してください。以上で終了です。

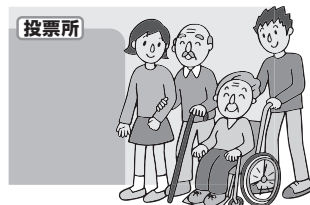
不在者投票

(満18歳に到達していない方含む)

郵便在宅投票があります

【注意:選挙の期日前4日までに投票用紙等の交付請求が必要です。】

右のような重度の身体障がい者で当日又は期日前投票に歩行等移動が困難な方のために、郵便による在宅投票制度があります。郵便投票を行う場合には「郵便投票証明書」の交付を受けなければなりません。詳しいことは、喬木村選挙管理委員会までお問い合わせください。



病院等の指定施設に入院・入所している場合は、指定施設において不在者投票ができます。詳しくは、施設の方に確認ください。

- 身体障がい者手帳(移動困難な方に限る。)
 - ・両下肢、体幹、移動機能の障がい1・2級の方。
 - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸障がいの1・3級の方
 - ・免疫の障がいの1級から3級の方
- 戦傷病者手帳(移動困難な方に限る。)
 - ・両下肢・体幹障がい特別項症から第2項症の方
 - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸障がいの特別項症から第3項症の方
- 介護保険被保険者証(移動困難な方に限る。)
 - ・要介護状態区分が要介護5の方

お問い合わせは、喬木村選挙管理委員会 TEL.0265(33)3800